

「北本市住宅等リフォーム工事」 の補助金交付制度

既存住宅の長期利用を促進し、将来的な空家数の削減を目的として、市内業者を利用してリフォーム工事を行う方に、予算の範囲内でその経費の一部を補助いたします。

1 補助金額

補助対象経費（税抜）の5%

※限度額10万円

※別居している親世帯・子世帯が同居する場合、限度額15万円

着工前の写真を撮って、
補助金をもらおう！！



2 補助対象住宅

市内に存する築10年以上経過した、登記が完了している、
個人が所有する、建築基準法等に違反していない住宅で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 一戸建て住宅
 - (2) 併用住宅（居住部分のみ対象）
 - (3) 分譲マンション（専有部分のみ対象）
- ※ アパート、併用住宅の賃貸住宅部分は対象外です。
※ S5 6.6.1以降の建築確認により建築されたもの
(S5 6.5.3 1以前のものとは地震対策をしたと認められるもの
例：耐震シェルターの設置など)



3 補助対象者

申請時点で北本市に住民票があり、市税を滞納していない、対象となる住宅に現に住んでいる人
※過去にこの補助金の交付を受けたことがある人・住宅は対象外です。

4 補助対象工事

工事が完了している、補助対象経費が20万円（税抜）以上の、市内に本社を有する業者等が施工したリフォーム工事の内、次のいずれかの工事

ただし、着工前現場写真を含む必要書類が提出できる、工事完了から90日以内の工事に限ります。

- (1) 居住の用に供する部分のリフォーム工事で市長が認める工事
- (2) 補助対象住宅を、高齢者等の憩いの場・子ども食堂等にリフォームする工事

【補助対象外工事の一例】：残存物の処分費用、外構工事、車庫、倉庫などの設置、備品設置工事、電化製品の設置、シロアリ駆除等

5 申請方法

裏面「申請から交付までの流れ」を確認の上、必要書類を建築開発課営繕・住宅担当まで持参もしくは郵送してください。

※申請は先着順になります。

※予算が終了次第受付終了になります。



お問い合わせ先：北本市建築開発課 営繕・住宅担当
電話番号：048-594-5574

申請から交付までの流れ

申請者

- ・ 交付申請書兼請求書に、以下の必要書類を添付して提出して下さい

(工事完了から 90 日以内の工事に限ります。)

※完納証明書や住民票、戸籍謄本は 30 日以内に取得したものに限りま

- 市税の完納証明書 (※)
- 建物登記事項証明書
- 補助対象工事の内容が分かる見積書等のコピー
- 契約書等のコピー
- 領収書等のコピー
- 着工前及び工事完了後の現場写真

< 該当者のみ >

- 共有者の同意書
- 事業計画書
- 住宅等の所有者の同意書及び申請者の住民票の写し (※)
- 親世帯・子世帯の関係が証明できる戸籍謄本の写し (※)
- 申請者と親世帯又は子世帯全員の住民票の写し (※)
- 地震対策をした場合はそれを証せる書類
- その他市が必要と認める書類

市

- ・ 書類を審査し、適当であると認められれば、「交付決定通知書」を郵送します。

※交付決定通知書の郵送まで、1 週間程度かかります。

- ・ 交付申請書兼請求書に記入した口座に補助金が交付されます。

※補助金の振込は、交付決定から 3 週間程度かかります。

※振込後の通知はありません。通帳記帳等で振込をご確認ください。